

2019年(平成31年)6月1日以降の防火設備定期報告時期一覧

2019年(平成31年)6月1日施行

| 用途 | 規模 又は 階 *いずれかに該当するもの | 用途コード(※) | 指定する報告時期(月) |
|---|---|----------|--|
| 劇場、映画館又は演芸場 | ・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ ・主階が1階にないもので $A > 100\text{m}^2$ | 11 | 4月から10月 |
| 観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂又は集会場 | ・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ | 12 | 平成31年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月~10月」 又は 「2020年4月~5月」 |
| 旅館又はホテル | $F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000\text{m}^2$ | 13 | |
| 百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗 | $F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000\text{m}^2$ | 14 | |
| 地下街 | $A > 1500\text{m}^2$ | 15 | 4月から11月 |
| 児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300\text{m}^2$ | 21 | |
| 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。) | ・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300\text{m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300\text{m}^2$ | | |
| 旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$ | 22 | |
| 学校、学校に附属する体育館 | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$ | 23 | |
| 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000\text{m}^2$ | 24 | |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物 | $F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$ | 28 | |
| 用途コード21に該当しない病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) | $A \geq 200\text{m}^2$ | 29 | |
| 百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。) | ・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500\text{m}^2$ | 31 | 4月から12月及び1月 |
| 展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店 | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$ | 32 | |
| 複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$ | 33 | |
| 事務所その他これに類するもの | $A > 1000\text{m}^2$ | 34 | |
| 下宿、共同住宅、寄宿舎(注意5に掲げるものを除く。) | $F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$ | 40 | 4月から9月 |
| 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意5に掲げるものに限る。) | ・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300\text{m}^2$ (2階部分) | 41 | 平成31年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月~9月」 又は 「2020年4月~5月」 |
| 用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 | $A \geq 200\text{m}^2$ | 49 | |

(注意)

- $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床合計が 100m^2 を超えるものをいいます。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。

(※)用途コードについて

定期検査報告書の1ページ目の右上に以下のように整理番号が記載されておりますので、2ケタの部分が用途コードになります。不明な場合は、各行政庁にご確認ください。

100 - 40 - 9999

用途コード